

京都市告示第 87 号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という）第46条第1項の規定による，地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので，その旨を同条第3項の規定に基づき，告示し，計画書を縦覧に供します。

平成24年6月1日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

修徳景観づくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成24年6月1日 第協001号

3 地域景観づくり協議地区の名称

修徳地域景観づくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市下京区藪下町，富永町，中野之町，亀屋町，布屋町，月見町，材木町，小田原町，徳万町，元両替町，坂東屋町，長刀切町，玉津島町，弁財天町，御供石町，高砂町，五條烏丸町，悪王子町，大堀町，吉水町，俊成町，玉屋町，大江町，深草町

5 景観の保全及び創出の方針の概要

修徳学区の豊かな歴史・文化の伝統と地域コミュニティによる自治の伝統を踏まえて，それぞれの町や通りの固有性をふまえた魅力的な町並みの景観を保全・再生・創造する

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成24年6月1日から（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）